

竹原市民生産業委員会

令和元年12月13日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第68号 竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第69号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第71号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第73号 令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 5 議案第74号 令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和元年12月13日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
井 上 美 津 子	出 席
川 本 円	出 席
堀 越 賢 二	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
下 垣 内 和 春
今 田 佳 男
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治
市 民 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	西 口 広 崇
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀

午前9時55分 開会

委員長（竹橋和彦君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第4回定例会の民生産業委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、委員長初め委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案の第68号、議案第69号、議案第71号、議案第73号、議案第74号の5つの議案につきまして説明をさせていただきます。どうか慎重な審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） それではこれより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、地域振興部提出議案である議案第68号、市民生活部提出議案である議案第69号、議案第73号、福祉部提出議案である議案第71号、議案第74号の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第68号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） それでは、令和元年第4回竹原市議会定例会提出議案の53ページをお願いいたします。

議案第68号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、議案等補足説明資料地域振興部をお開きください。

竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について。

まず、1番の要旨でございます。

市営駐車場のうち、榎町市営駐車場を令和2年3月末で廃止することとし、竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

2のこれまでの経緯でございますが、平成21年度に広島県元気づくり交付金3,600万円及び国の経済対策臨時交付金1,852万6,000円を活用いたしまして、駐車台数20台のフラップ式駐車場を整備し、平成22年4月に供用開始したものでございます。機器の経年劣化等によりまして、休日、夜間の故障が頻発したことから、平成28年度から管理会社のコールセンターサービスを導入いたしました。

3の廃止する理由でございますが、平成21年度に設置した精算機等が老朽化しておりまして、今後更新に多額の費用が見込まれること、また10年が経過しておりまして、適化法の整理がついたこと、駐車場の需要が少なく、維持管理費が使用料収入を大幅に上回っていること等によりまして、廃止するものでございます。

なお、収支の状況につきましては、下の表にございますとおり平成30年度におきましては約120万円のマイナスという状況でございます。

4番の廃止後の利用でございますが、当分の間は道の駅たけはらの大型駐車場が混雑した場合や、イベント時の臨時駐車場等として利用を考えております。なお、土地を処分した場合には、補助金の返還が想定されることから、慎重に検討してまいりたいと考えております。

5番の条例施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

高重委員。

委員（高重洋介君） それでは、少しお伺いをさせていただきます。

廃止後の利用というところで、道の駅たけはらの駐車場が混雑した場合、またイベントですが、憧憬の路とかその他、竹まつりとかあると思うのですが、それ以外、平日、道の駅も大体土日とかそういう時が多いとは思いますが、平日平素駐車場として利用しない時、それはどういうふうな管理方法を行うのか教えてください。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） まず、廃止後の利用につきましては、先ほど説明をさせていただきましたが、道の駅が最近団体の方が多く訪れていただいております、大型車をとめるのに非常に支障を来しておりますので、その際の移動ということと、臨時駐車場ということで説明させていただいております。平日等につきましては、閉鎖した形で現在はしていきたいと考えております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） ということは、平日使わない時は鎖かなんかで入れないようにして、中で事故等がないような形で、個人的に置く方がもしおられてもいけないということでそういう形で安全管理をしていくということで。はい、わかりました。

委員長（竹橋和彦君） 答弁はいいですか。

委員（高重洋介君） いいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

地域振興部は退出していただいて結構です。

議案第69号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第69号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

議案書では55ページですが、このたびは議案参考資料で御説明させていただきます。

議案参考資料の59ページをお開きください。

それでは、説明をさせていただきます。

この条例改正の提案の要旨でございますが、住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度が法律上明確化されたことに伴い、当該除票の写し等の交付手数料について規定するものであります。

次に、改正の内容でございますが、まず住民票の除票の写しの交付手数料を追加する。次に、住民票の除票記載事項証明手数料を追加する。3つ目で、戸籍附票の除票の写しの交付手数料を追加する。

施行期日ですが、公布の日となっております。

それでは、同じくこの議案参考資料の次のページです。60ページをお開きくださいませ。こちらの方で説明をさせていただきます。

まず、60ページの表ですが、別表1の左側が改正後、右側が改正前となっております。まず、60ページの中段あたりになりますが、アンダーラインを引いた部分がございます。22の2の項という欄がありまして、名称の欄は除票の写し、手数料の額の欄は1件につき250円となっております。この22の2の項につきましては、改正前の別表の22の項の中に含まれておりました。ここから住民基本台帳法の改正に伴いまして、ここから切り出して改めて明記するという形になっております。内容につきましては、1件につき250円という部分は変わっておりません。

あと、60ページ、その表の一番下です。

23の2の項にアンダーラインがかかっておりましたが、これが除票の記載事項証明手数料でございますが、これは改正前の表の23の項にございました。これを切り出しております。

3つ目なんですけど、61ページの中段になりますが、22の2にアンダーラインがかかっておりますが、これが戸籍の附票の除票の写しの交付手数料ということで、これは先ほど申しました20ページの改正前の右側の表の25の項、こちらから切り出しているという状況でございます。

説明は以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第73号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第73号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料1ページをお開きください。

今回の国保特会の補正につきましては、出産育児一時金において当初の見込み件数を上回ることから、保険給付費に必要な予算を計上する内容となっております。

1 ページ、まず歳入について御説明いたします。

県支出金において、普通交付金 1 4 0 万円を追加するものであります。同じく歳入ですが、繰入金において出産育児一時金繰入金 2 8 0 万円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

保険給付費において、負担金補助及び交付金、出産育児一時金負担金 4 2 0 万円を追加するものであります。

2 ページをお開きください。

2 ページの方では、それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳出でございます。

下段になりますけれども、(1) 出産育児一時金であります。出産育児一時金につきましては、新生児 1 名につきまして 4 2 万円を給付するという制度でございますが、今回過去の実績などをもとに対象者を 1 0 人と見込んでおりましたが、決算では 2 0 人となる見込みであることから、1 0 名分 4 2 0 万円を追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

まず、上段の(1) 普通交付金であります。先ほど御説明いたしました出産育児一時金の補正について、県からの普通交付金が交付されることから、1 4 0 万円を追加するものであります。県からの補助率につきましては、3 分の 1 となっております。

続きまして、中段(2) です。

出産育児一時金等繰入金であります。出産育児一時金につきましては、保険給付費の 3 分の 2 相当額を一般会計から繰り入れ、負担することとされていることから、2 8 0 万円を追加するものであります。また、これによりまして、ここまで歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図っております。以上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2 0 万円を追加する内容となっております。

令和元年度国保特会の補正予算(第 2 号)につきましては、以上でございます。

委員長(竹橋和彦君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員(宮原忠行君) 増えたということはいいことよね。だけど、当初予算比でいえば倍

よのう。この要因というのは、どこら辺にあるのか。例えば、市外から転居してきた人とか、例えばスマイルマンションに住んでいる人が生んだとか。ちょっと教えて。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 当初の10名というのが、ここ3年間の平均をとっております。去年あたりも9名ぐらいだったので、そのつもりで上げてたのですが、結果として倍になっております。例えばで見たのですが、転入はカウントされていませんので、ほかに可能性がないかということで調べたのですが、例えば多胎児です。双子であるとか見たのですが、双子も1組程度です。なので、特殊要因はないのですが出産件数が増えたという、ある意味いい意味での人口増につながったのかなというもので、特殊要因はございません。

委員（宮原忠行君） いいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

市民生活部は退席いただいて結構です。

議案第71号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） それでは、議案第71号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案参考資料で説明させていただきますので、議案参考資料の69ページをお開きください。

本案は、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、条例中における引用条項の整理を行うものでございます。

改正の内容でございますが、70ページの新旧対照表をごらんください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に伴いまして、児童福祉法における養育里親の欠格事由等の条項の第1号でありました成年被後見人または被保佐人が削除されております。それ以降の各号が1号ずつ繰り上がりまし

て、児童福祉法の第34条の20、第1項第4号が同項第3号となっております。これに合わせまして、条例第23条第2項第2号中第4号を引用していた条項にずれが生じたため、第3号に改正するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第74号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案第74号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、その内容を御説明いたします。

福祉部の議案等補足説明資料1ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業計画策定委託料を追加計上させていただくものです。

まず、歳入について御説明いたします。

繰入金において、事務費繰入金598万4,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

委託料において、事業計画策定委託料598万4,000円を追加するものであります。

2ページをごらんください。

それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

下段の2、歳出（1）事業計画策定委託料であります。

保険給付の円滑な実施及び介護保険料適正算定のため、3年間を1期とする竹原市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定を委託するため、事業計画策定委託料598万4,000円を追加するものであります。また、業務委託契約は2年間にわたることから、同額を繰り越すものです。

次に、歳入について御説明いたします。

上段の1, 歳入(1)事務費繰入金であります。

事業計画策定委託料の補正に当たり、収支の均衡を図るため、事務費繰入金598万4,000円を追加するものであります。

令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第3号)については、以上でございます。

委員長(竹橋和彦君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員(川本 円君) 中身はわかったのですが、ちなみに委託先はどちらの方でやられるのですか、これは。

委員長(竹橋和彦君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(森重美紀君) 今後、選定行為を行いまして選びますが、福祉施策に精通したコンサル会社になると思います。

委員長(竹橋和彦君) 川本委員。

委員(川本 円君) それは市内ですか。

委員長(竹橋和彦君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(森重美紀君) 市内にはそういった業者がございませんので、市外の業者になると思います。

委員(川本 円君) はい。いいです。

委員長(竹橋和彦君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(竹橋和彦君) それでは、委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩といたします。

説明員は退出願います。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

委員長(竹橋和彦君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について、要求のある方は申し出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 付託議案について委員間討議を行います。

追加資料とかそういうものはございませんか。

追加の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順にとり行ってまいります。

議案第68号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本委員会での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認め、よってそのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承をお願いします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員は退出してください。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その他事項に移ります。

閉会中の審査の申し出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の皆様におかれまして継続審査、調査について御意見なり、御要望はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時27分 閉会